

横浜市議会のある方調査会報告（第1回）

本調査会は、市会運営委員会の諮問事項のうち、「指定管理者制度移行後の議会審査のある方」について検討し、検討結果をまとめましたので御報告します。

《指定管理者制度移行後の議会審査のある方》（その1）

1 検討の趣旨

地方自治法の一部改正により、民間事業者等に公の施設の管理運営を委ね、市民にとってよりよいサービスをより低いコストで提供することを目的とし、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度では、従前の管理委託制度と比較し、民間事業者等を含めた幅広い団体が指定管理者の対象となったことや、指定管理者に指定された団体が施設の使用許可等を行えるようになり、指定管理者が公の施設の管理者となることなどの特色があります。

また、本市においては、平成18年9月までに、少なくとも約470施設が指定管理者制度に移行する見込みであること等を考慮すると市民に対する影響も少なくないと予想されます。

しかし、改正地方自治法には、議会が指定管理者の事業執行状況（管理業務の実施状況、料金収入の実績等）をチェックすることや、議会が指定管理者から直接に事業報告を受けることなどについて特段の定めが設けられていません。

そこで、本調査会では、地方自治制度は市長と議会の二元代表制をとるものであり、また、本市において、市民に身近な多くの公の施設に指定管理者制度が導入され、市民に対する影響も少ないことなどを考慮すると、指定管理者制度の導入後の公の施設の管理運営について、より効率的な運営がなされているか、より市民サービスの向上に寄与しているかなどの視点から、議会としてどのように関与していくのかという点について検討を行いました。

2 検討の結果

指定管理者制度は、新たな制度としてスタートしたところであり、指定管理者制度の今後の運営状況や市長の報告の状況などの動向を見ながら、議会としての関与のあり方をどのように考えていくのかさらに検証していく必要があります。

しかしながら、本市会においては、まもなく平成15年度の決算審査が行われようとしており、平成15年度から指定管理者制度が導入された7施設については、今回の決算審査から審査の対象となるため、本調査会では、議会が決算審査を行うに当たり、当面の間、市長に指定管理に係る事業執行の報告（指定管理者から市長に提出された事業報告書の写し等）を求めることとする、また、委員会審査等において必要があると認められる場合に、指定管理者から直接に状況を聴取する手法を、地方自治法の参考人制度の活用等を含めて検討を進めることとするとの結論に達しました。

なお、この報告は現時点における中間的なものとし、引き続き本調査会で指定管理者制度移行後の議会の関与のあり方について、検討を続けることで意見の一致を見ました。

平成16年9月10日

横浜市会議会のあり方調査会

座長	藤代 耕一	(自民党)
副座長	木村 久義	(公明党)
〃	森 敏明	(民主党)
委員	横山 正人	(自民党)
〃	古川 直季	(自民党)
〃	仁田 昌寿	(公明党)
〃	高梨 晃嘉	(民主党)
〃	今野 典人	(みらい)
〃	中島 文雄	(共産党)
〃	杉山 典子	(ネット)